

入札のしおり(工事)

令和7年2月1日現在

入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令を遵守してください。また、入札参加者同士間での情報交換など、疑わしい行為に対しては厳正な措置を行いますのでご注意ください。

入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札については無効となりますので、ご注意ください。

- 1 談合その他入札を妨害し、又はそのおそれがある行為があったと認められる入札
- 2 入札書に記名、押印(登録印)がない入札又は金額その他主要部分の記入内容等が不明確な入札
- 3 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- 4 工事の入札に際して、持参した工事費積算内訳書(以下「内訳書」といいます。)の提出を求められた場合に当該内訳書を提出しない入札
- 5 内訳書の記載内容等から不正行為の疑いがあると認められる場合の入札
※4及び5に該当する場合には、その後に実施する指名競争入札における入札参加者としての指名を、一定期間見合わせる場合があります。
- 6 その他入札に関する条件に違反した入札

入札に臨むにあたっての注意事項

- 1 入札回数は、原則として、2回を限度とします。
- 2 入札室では、入札参加者同士での私語を慎み静粛にしてください。また、携帯電話の電源を必ず切ってください。
- 3 入札を希望しない場合は辞退することができます(辞退理由を記載してください。)。なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。
- 4 入札書の金額の訂正は無効になりますので、訂正する場合は用紙を改めて記入してください。その際の入札書の様式については、お渡しした入札書のコピーでも差し支えありません。
- 5 工事の入札において持参する内訳書の様式については、貸与した金抜き設計書を複写して使用してください。ただし、別の様式を使用する場合であっても、あらかじめ指定した項目を備えたものであれば差し支えありません。なお、貸与した設計書は貸与時の状態で入札時に返却してください。
- 6 内訳書の積算にあたっては、的確な積算を行ってください。
- 7 入札価格と内訳書の工事価格(以下「工事価格」という。)は同額にしてください。工事価格が入札価格を上回る場合については、値引き等により処理し同額にしてください。なお、入札価格と工事価格が異なる場合は、当該入札を無効とし、1回目の入札において無効となった場合は、2回目の入札参加資格はないものとします。
- 8 入札参加者の指名を受け、又は資格の確認を受けた場合であっても、**その他の注意事項**12(4)に記載している建設業法で規定する監理技術者又は主任技術者の適正な配置ができないと見込まれるときは、速やかに辞退を申し出てください。
- 9 入札参加停止を行ったときは、指名の取消しをする場合又は契約を締結しないことがあります。

その他の注意事項

- 1 請け負った工事の一部を第三者に下請けさせる場合及び原材料等の購入にあたっては、市内中小企業者の中から優先して選定してください。また、労働関係法令等、各種法令を遵守している事業者を選定してください。
- 2 工事の施工にあたっては、安全管理体制の確立、機械設備の点検整備の徹底を図るなど、安全管理に努めるとともに、万一の場合に備えて、労働災害にあっては労働災害補償保険に、公衆災害にあっ

ては請負業者賠償責任保険に積極的に加入し、災害発生の場合には適切に対処してください。

その他、従業員等の福利厚生を図るため建設業退職金共済組合等への加入を徹底し、建設業退職金共済手帳に証紙を貼付してください。

- 3 工事現場におけるシンナー類等の盗難防止等については、特に留意し、保管・管理を厳重にしてください。
- 4 工事用資材の運搬にあたっては、積載超過のないように徹底してください。
- 5 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進してください。
- 6 産業廃棄物等については、適正な処理を徹底してください。
- 7 暴力団等（尼崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）からのあらゆる不正な要求に対しては、断固としてこれを拒否し、被害については、警察及び本市に通報してください。下請業者に対しても、これらの趣旨の徹底を図るよう指導してください。
- 8 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が200万円を超える入札の落札者となった場合は、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を契約締結時までに市（契約課）に提出してください。
- 9 工事の受注者は、下請契約の契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超える場合には、当該下請契約の受注者に自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出させて、その誓約書（2次以下の下請契約の受注者が提出した誓約書を含む。）を当該工事の完了届の提出時までに市（契約課）に提出してください。
- 10 市と契約を締結する場合には、「暴力団排除に関する特約」に合意するとともに、市との契約に係る業務を第三者に行わせる場合（資材、原材料の購入契約その他契約の履行に伴い契約を締結する場合を含む。以下「下請契約等」という。）には、当該下請契約等に市との特約に準じた規定を定めてください。下請契約等の相手方が特約に合意しない場合には、その契約の相手方と契約を締結しないようにしてください。
- 11 契約の相手方又は下請契約等の相手方が暴力団等であることが判明したときには、契約を解除する手続等を行うことがあります。
- 12 工事の受注者は、次に掲げる事項を遵守してください。
 - (1) 工事担当課に対し、作成した施工体制台帳の写しを提出してください（建設業法第24条の8第1項により施工体制台帳を作成しなければならないこととされている者（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に限ります。）。
 - (2) 適正化法第14条等の規定により、本市から請け負った建設工事を一括して第三者に請け負わせることはできません。
 - (3) 尼崎市長が行った入札参加停止の期間中の者に本市から請け負った建設工事（2次以下の下請けも含む。）を請け負わせることはできません。
 - (4) 下請契約の請負代金の額の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、建設業法第26条第2項の規定により、監理技術者を配置してください。

なお、特定建設業の許可を持っていない者は、建設業法第16条の規定により、下請契約の請負代金の額の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となることはできません。

また、契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合、主任技術者及び監理技術者は専任で配置することが必要です。

なお、配置する主任技術者及び監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の申込があった日（指名競争入札で入札の申込を伴わないもの）にあつては入札の執行日、随意契約にあつては見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係）があることが必要です。

- (5) 前払金を受けたときは、下請業者に対しても、資材の購入、労働者の募集等工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしてください。
 - (6) 下請代金の支払いは、できる限り現金払いとし、手形払いを併用する場合であっても現金払いの比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金払いとしてください。
 - (7) 不必要な重層下請けをさせないでください。
 - (8) 下請代金や支払条件の決定にあたって、下請業者等にしわ寄せが生じないように努めてください。
なお、紛争が生じた場合は、責任をもって早急に解決してください。
 - (9) パートタイム労働者には雇入通知書を交付してください。
- 13 契約金額が 500 万円以上の工事については、CORINS（工事实績情報システム）に係る工事实績データの登録を行ってください。
- 14 その他、工事の施工、委託業務の履行にあたっては、最低賃金法、雇用保険法等の関係法令及び工事請負契約書、業務委託契約書等に規定されている事項を遵守してください。
- 15 受注者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。
- 16 上記に掲げるもののほか、平成 28 年 10 月 21 日に制定した尼崎市公共調達基本条例に定める受注者等の責務を遵守してください。

以 上